

## 2022年度「事業者提案型持続可能な地域づくり事業」募集要領

一般社団法人森の京都地域振興社（以下「森の京都DMO」という。）では、事業者提案型持続可能な地域づくり事業に取り組むこととしており、この実証に協力いただける事業実施者を募集します。

### 1 目的

森の京都DMOは、「観光地域づくり法人」として、観光を入り口とした交流・中長期滞在や移住・定住等、地域課題の解決に向けた取組を進めており、その一環として、森の京都エリアの持続可能な地域づくり活動を応援するため、地域課題を解決する実証事業を起業家等から募集するものです。

### 2 事業の内容

- ・「観光振興」、「人口減少」、「移住・定住」、「2次交通の不足」などの地域課題からテーマを選択し、課題解決に向けた実証事業を行います。
- ・本事業は補助金の類ではなく、森の京都DMOにおける調査事業の一環として行うものであり、森の京都DMOによりこの調査に要する経費を負担するものです。
- ・本事業は、ビジネスの手法を用いて地域課題の解決に取り組む事業の創出を目指すものであり、2023年度以降も本実証事業の成果を活用し、自ら地域課題の解決に向けた事業を展開することを求めます。
- ・森の京都DMOにより支弁する経費の規模については、1事業あたり上限 150万円とします。

### 3 応募資格

- ・森の京都エリア（亀岡市、南丹市、京丹波町、福知山市、綾部市、京都市京北）に所在する法人、団体及び事業者。（連合体可。この場合は、実施主体が森の京都エリアに所在すること）
- ・2023年2月28日（火）までに事業が完了すること。

### 4 応募から事業実施の流れ

- (1) 必要書類を作成の上、郵送又はメールで提出  
応募締切：7月4日（月）13時まで（必着）
- (2) 提案内容について森の京都DMOにて審査。応募者多数の場合は書類選考。必要に応じて7月14日にヒアリングを実施予定。

- (3) 採択事業決定（7月下旬頃予定）
- (4) 事業実施
- (5) 事業完了報告

## 5 必要書類

提出書類名	部数	内容等	備考
① 事業提案書	1	選択した地域課題のテーマ、事業概要、事業スケジュールを必ず記載すること。	別添様式に記載のこと
② 経費見積書	1	積算根拠を明確にして、作成すること。	様式任意
③ 収支予算書	1	全体事業費が150万円を超える場合は提出のこと。事業費内訳を必ず記載すること。	様式任意
④ 組織概要	1	会社案内等（パンフレット・資料等）	様式任意
⑤ 誓約書	1	反社会的勢力排除に関する誓約書	別添様式に記載のこと

## 6 対象経費

1 事業あたり上限150万円。

（対象経費等により上限額を定めるため、採択後提案者に上限額を通知する。）

※対象経費は概ね次のようなもの。

区分	細目及び説明
需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、図書購入費、燃料費など。
役務費	通信運搬費、広告料など。
委託料	事業実施に係る費用（内容及び費用の内訳を明示すること。）
使用料及び賃借料	会場借上料、物品等の賃貸・リース・レンタルに係る費用など。
備品購入費	当該事業に継続して使用するものに係る費用。

また、以下に該当する経費は原則として対象外。

- ・食糧費に該当するもの。
- ・個人給付に該当する又は類するもの。（記念品、景品等）
- ・提案者及び不特定多数の事業参加者に対する謝金、交通費など。
- ・施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの。

- ・提案者等の所有物の修繕等に対する経費。
- ・その他、趣旨・目的に照らして不適切と判断された経費。

## 7 選定基準

選定にあたっては、以下の基準などから審査。

① 事業の趣旨に対する理解度	提案事業が本事業の趣旨を理解した内容であるか。
② 地域に対する理解度	森の京都エリアの現状や地域課題を把握できているか。
③ 事業の具体性	地域課題の解決に向け、具体的な方法で取り組んでいるか。
④ 事業の持続可能性	地域課題の解決に向け、今後の持続的な事業展開や地域を巻き込んだ発展の可能性が見込めるか。
⑤ 事業の実現可能性	事業内容、運営体制、資金計画が現実的で、事業を実現できる可能性が高いか。

## 8 採択数 2件程度

## 9 成果物

- ・事業完了報告書
- ・事業実績報告書

それぞれ紙1部及び電子データで事業完了日から1週間以内に提出。様式等については、実施事業者に別途お知らせします。

## 10 納入場所

一般社団法人 森の京都地域振興社（森の京都DMO）

## 11 留意事項

- (1) 提案者は、業務の遂行について随時報告を行うこと。
- (2) 提案者は、この業務により知ることのできた個人情報及び機密情報を他に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は契約を解除された後においても、同様とする。
- (3) 提案者は本事業に係るすべての書類、またその内容について、発注者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (4) 提案者は、本件業務を第三者に委託しまたは請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合はこの限りではない。

- (5) その他、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、提案者と協議して決定するものとする。
- (6) 提案事業について、府、国、市町村その他団体が実施する補助金、交付金、給付金等の交付の対象となっているものは対象となりません。

## 12 問い合わせ・提出先

〒621-0804 京都府亀岡市追分町谷筋25-30

一般社団法人 森の京都地域振興社（森の京都DMO） 担当：塚脇

電話：0771-22-9800 メール：jigyoubu@morinokyoto.jp